

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律要綱

第一 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正関係

一 電気通信設備の管理者等に対する助言等の業務を行うための規定の整備

1 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の業務の範囲に、第十四条第一項第一号に掲げる業務に係る成果の普及としてサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備の管理者その他の関係者に対して必要な助言及び情報の提供を行うことを追加すること。（第十四条第一項第七号口関係）

2 総務大臣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。以下「通則法」という。）第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（1を含む第十四条第一項第七号に掲げる業務に係る部分に限る。中長期計画において同じ。）を定め、又は変更しようとするとき、及び通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画の認可をしようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならないこととする。こと。（第二十一条関係）

二 特定アクセス行為等の機動的な実施を可能とするための規定の整備

1 機構は、一の業務を行う場合において、その一部として次の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならないこととする。 (第十八条第一項関係)

(一) 特定アクセス行為を行うこと。

(二) 通信履歴等の電磁的記録を作成すること。

(三) 特定アクセス行為による電気通信の送信先の電気通信設備に係る電気通信事業者に対し、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行うこと。

2 機構は、1の認可を受けようとするときは、当該業務の実施に関する計画(以下「特定アクセス行為等実施計画」という。)を作成し、総務大臣に提出しなければならないこととする。 (第十八条第二項関係)

3 特定アクセス行為等実施計画には、次の事項を記載しなければならないこととする。 (第十八条第三項関係)

(一) 特定アクセス行為等の実施期間

(二) 特定アクセス行為等の実施体制(1(二)の業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては

、委託先の選定に係る基準及び手続を含む。）

(三) 特定アクセス行為に用いる設備

(四) 特定アクセス行為に用いる識別符号

(五) 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置（1(二)の業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあつては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）

(六) その他総務省令で定める事項

4 1の特定アクセス行為とは、機構の端末設備等を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備等を送信先とする電気通信の送信を行う行為であつて、当該電気通信設備に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号（不正アクセス行為から防御するため必要な基準として総務省令で定める基準を満たさないものに限る。）を入力して当該電気通信設備等を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為をいうこととする。こと。（第十八条第七項関係）

5 総務大臣は、1の認可等をしようとするときには、あらかじめ、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議しなければならないこととする。 (第二十二條關係)

6 その他規定の整備をすること。

三 信用基金に関する規定の削除

機構の信用基金に関する規定を削除すること。 (改正前の国立研究開発法人情報通信研究機構法第六條から第八條まで、第十四條第二項第四号、第十五條、第十六條第二号、第十七條第一項及び第二項、第十八條、第二十條、第二十一條、第二十二條第一項第一号及び第六号、第二十五條並びに第二十六條第二号關係)

第二 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止關係

特定通信・放送開発事業実施円滑化法を廃止すること。

第三 その他

- 一 この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行すること。
- 二 所要の準備行為、経過措置等について定めること。

三 その他所要の改正を行うこと。